

新旧対照表

【毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における取扱いについて（令和2年8月31日財閥第813号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">財閥第813号 令和2年8月31日 <u>改正 財閥第929号</u> <u>令和6年9月26日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局長から依頼があったことから、令和2年9月1日からは、これにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">別添</p> <p style="text-align: center;">薬生発0831第24号 令和2年8月31日 <u>改正 医薬発0920第17号</u> <u>令和6年9月20日</u></p>	<p>毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">財閥第813号 令和2年8月31日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局長から依頼があったことから、令和2年9月1日からは、これにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">別添</p> <p style="text-align: center;">薬生発0831第24号 令和2年8月31日</p>
財務省關稅局長 殿	財務省關稅局長 殿
厚生労働省医薬・生活衛生局長	厚生労働省医薬・生活衛生局長
毒劇物輸入監視協力方依頼について	毒劇物輸入監視協力方依頼について
<p>毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の輸入監視につきましては、従来「医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について」（平成27年11月30日付け薬生発1130第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「旧通知」という。）により協力をお願いしているところです。</p> <p>「医薬品等輸入監視協力方依頼について」（令和2年8月31日付け薬生発0831第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）により旧通知が廃止されることに伴い、別添のとおり「毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における取扱要領」を定め、令和2年9月1日から実施することとし</p>	<p>毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の輸入監視につきましては、従来「医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について」（平成27年11月30日付け薬生発1130第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「旧通知」という。）により協力をお願いしているところです。</p> <p>「医薬品等輸入監視協力方依頼について」（令和2年8月31日付け薬生発0831第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）により旧通知が廃止されることに伴い、別添のとおり「毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における取扱要領」を定め、令和2年9月1日から実施することとし</p>

新旧対照表

【毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における取扱いについて（令和2年8月31日財閥第813号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ましたので、毒劇物の通関の際における取扱いにつきましては、特段の御配慮をお願いいたします。	ましたので、毒劇物の通関の際における取扱いにつきましては、特段の御配慮をお願いいたします。
別添 令和2年8月31日 制定 令和6年9月20日 改正	別添
毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における取扱要領	毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における取扱要領
第1 用語の定義 1～7 (省略)	第1 用語の定義 1～7 (同左)
第2 税関における確認 毒劇物の輸入申告に際して税関において確認されたい具体的な書類及び事項は、次によるものとする。 1 輸入業者が業として輸入する場合（日本国内で販売又は授与することを目的として輸入する場合） (1) (省略) (2) 登録票に記載された輸入業者の製造所（営業所又は店舗）の所在地及び名称並びに登録票に添付された登録品目書（品目登録済証）に記載された <u>品名（化学名）</u> が、輸入しようとする貨物と一致していることを確認されたい。 (3) <u>インボイス等の通関関係書類の品目名に「有機シアン化合物」と記載された毒劇物については、類別番号に「令2-32」が登録されている登録品目書（品目登録済証）が添付されている場合、当該登録品目書（品目登録済証）に記載されている品名（化学名）の記載にかかわらず通関させて差し支えない。</u> 2 輸入業者が、先に輸入した毒劇物を品質不良等の理由により外国に返品し、再輸入する場合又は先に輸出した毒劇物が品質不良等の理由により輸出先から返送されてきた場合（以下の(1)、(2)、(3)及び(4)の確認、若しくは <u>(5)</u> の確認をされたい） (1) (省略) (2) 登録票に記載された輸入業者の製造所（営業所又は店舗）の所在	第2 税関における確認 毒劇物の輸入申告に際して税関において確認されたい具体的な書類及び事項は、次によるものとする。 1 輸入業者が業として輸入する場合（日本国内で販売又は授与することを目的として輸入する場合） (1) (同左) (2) 登録票に記載された輸入業者の製造所（営業所又は店舗）の所在地及び名称並びに登録票に添付された登録品目書（品目登録済証）に記載された <u>品名</u> が、輸入しようとする貨物と一致していることを確認されたい。 (新設) 2 輸入業者が、先に輸入した毒劇物を品質不良等の理由により外国に返品し、再輸入する場合又は先に輸出した毒劇物が品質不良等の理由により輸出先から返送されてきた場合（以下の(1)、(2)及び(3)の確認、若しくは <u>(4)</u> の確認をされたい） (1) (同左) (2) 登録票に記載された輸入業者の製造所（営業所又は店舗）の所在

新旧対照表

【毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における取扱いについて（令和2年8月31日財閥第813号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>地及び名称並びに登録票に添付された登録品目書（品目登録済証）に記載された<u>品名（化学名）</u>が、輸入しようとする貨物と一致していることを確認されたい。</p> <p>(3) <u>インボイス等の通関関係書類の品目名に「有機シアン化合物」と記載された毒劇物については、類別番号に「令2-32」が登録されている登録品目書（品目登録済証）が添付されている場合、当該登録品目書（品目登録済証）に記載されている品名（化学名）の記載にかかわらず通関させて差し支えない。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (1)から(4)までに規定する確認ができない場合は、輸入者に輸入確認証（写）を提示させ、対査確認されたい。</p> <p>3 輸入確認証により通関が可能な場合 下記の(1)から(6)に該当する場合、輸入者に輸入確認証（写）を提示させ、対査確認されたい。</p> <p>(1)及び(5) (省略)</p> <p>(6) その他、<u>厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長</u>が、保健衛生上の観点等から、輸入することが特に必要と認める場合</p> <p>第3 (省略)</p>	<p>地及び名称並びに登録票に添付された登録品目書（品目登録済証）に記載された<u>品名</u>が、輸入しようとする貨物と一致していることを確認されたい。</p> <p>(新規)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (1)から(3)までに規定する確認ができない場合は、輸入者に輸入確認証（写）を提示させ、対査確認されたい。</p> <p>3 輸入確認証により通関が可能な場合 下記の(1)から(6)に該当する場合、輸入者に輸入確認証（写）を提示させ、対査確認されたい。</p> <p>(1)及び(5) (同左)</p> <p>(6) その他、<u>厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長</u>が、保健衛生上の観点等から、輸入することが特に必要と認める場合</p> <p>第3 (同左)</p>